

区分番号	手術名	点数		施設基準		自動吻合器、自動縫合器加算等	備考
		改正前	改正後	改正前	改正後		
K902	胎盤用手剥離術	2,350	→ 2,350	—	—	—	
K903	子宮破裂手術						
	1 子宮全摘除を行うもの	14,300	→ 14,300	—	—	—	
	2 子宮膈上部切断を行うもの	13,200	→ 13,200	—	—	—	
	3 その他のもの	8,580	→ 8,580	—	—	—	
K904	妊娠子宮摘出術(ポロー手術)	13,200	→ 13,200	—	—	—	
K905	子宮内反症整復手術(膈式、腹式)	8,180	→ 8,180	—	—	—	
K906	子宮頸管縫縮術						
	1 マクドナルド法	1,740	→ 1,740	—	—	—	
	2 シロッカー法又はラッシュユ法	3,090	→ 3,090	—	—	—	
	3 縫縮解除術(チューブ抜去術)	1,500	→ 1,500	—	—	—	
K907	胎児外回転術	670	→ 670	—	—	—	
K908	胎児内(双合)回転術	1,190	→ 1,190	—	—	—	
K909	流産手術						
	1 妊娠11週までの場合	1,910	→ 1,910	—	—	—	
	2 妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	3,710	→ 3,710	—	—	—	
K911	胞状奇胎除去術	4,280	→ 4,280	—	—	—	
K912	子宮外妊娠手術						
	1 開腹によるもの	9,420	→ 9,420	—	—	—	
	2 腹腔鏡によるもの	18,600	→ 18,600	—	—	—	
K913	新生児仮死蘇生術						
	1 仮死第1度のもの	840	→ 840	—	—	—	
	2 仮死第2度のもの	2,220	→ 2,220	—	—	—	
第2節 輸血料							

区分番号	手術名	点数		施設基準		自動吻合器、自動縫合器加算等	備考
		改正前	改正後	改正前	改正後		
K920	輸血						
	1 自家採血輸血(200mLごとに)						
	イ 1回目	750	→ 750	—	—	—	
	ロ 2回目以降	650	→ 650	—	—	—	
	2 保存血液輸血(200mLごとに)						
	イ 1回目	450	→ 450	—	—	—	
	ロ 2回目以降	350	→ 350	—	—	—	
	3 自己血輸血						
	イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに)						
	(1) 液状保存の場合	950	→ 950	—	—	—	
	(2) 凍結保存の場合	1,900	→ 1,900	—	—	—	
	ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)						
	(1) 液状保存の場合	950	→ 950	—	—	—	
	(2) 凍結保存の場合	1,900	→ 1,900	—	—	—	
	4 交換輸血(1回につき)	5,250	→ 5,250	—	—	—	
K921	移植骨髄穿刺(一連につき)	16,600	→ 16,600	—	—	—	
K922	骨髄移植						
	1 同種移植	37,600	→ 47,600	—	—	—	
	2 自家末梢血幹細胞移植	30,000	→ 30,000	—	—	—	
	3 同種末梢血幹細胞移植	53,000	→ 53,000	—	—	—	
	4 自家造血幹細胞移植	25,000	→ 25,000	—	—	—	
K922-2	臍帯血移植	26,900	→ 36,900	—	—	—	
K923	術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの)	5,000	→ 5,000	—	—	—	

区分番号	手術名	点数		施設基準		自動吻合器、自動縫合器加算等	備考
		改正前	改正後	改正前	改正後		

(凡例)

- : 施設基準に適合している場合に限り算定することができる手術
- 70/100 : 施設基準に適合していない場合にあつては、100分の70に相当する点数により算定することとなる手術
- 5/100加算 : 施設基準に適合している場合にあつては、100分の5に相当する点数を加算し、施設基準に適合していない場合にあつては、100分の30に相当する点数を減算することとなる手術
- (乳) : 1歳未満の乳児に対して行われる場合